

「しんきん健康サポートプラン」 見舞金制度変更のご案内

平素より、さがみ信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫にて年金定期積金をご契約いただいている皆様に、永らくご利用いただいております「しんきん健康サポートプラン」につきまして、見舞金制度の内容を2014年1月1日より変更させていただくこととなりました。

変更内容を下記にご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、同時にご利用いただいております、電話相談サービス「しんきん健康ダイヤル」は引き続きご利用いただけますので、是非ともご活用いただき、今後とも愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

【交通事故見舞金の内容変更】

①建物火災等の補償の廃止

建物等の倒壊や火災によって被ったケガの補償を対象外とします。

補償内容改定前	補償内容改定後
<p><保険金をお支払いする場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者に生じた、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被保険者に生じた、急激かつ偶然な外来の事故 ●道路通行中の被保険者に生じた次に掲げる事故のいずれか <p>①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下</p> <p>②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下</p> <p>③火災または破裂・爆発</p> <p>④作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物または交通乗用具の火災による事故 	<p><保険金をお支払いする場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者に生じた、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被保険者に生じた、急激かつ偶然な外来の事故 ●道路通行中の被保険者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等の事故 <ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具の火災による事故

②酒気帯び運転の免責化

酒気帯び運転により生じた事故によるケガは保険金のお支払い対象外とします。

補償内容改定前	補償内容改定後
酒に酔った状態（注）で自動車等を運転している間の保険事故は保険金お支払いの対象にはなりません。 （注）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。	<u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間の保険事故は保険金お支払いの対象にはなりません。</u>

以上